

令和2年度キャッシュレス決済に係る企業実態調査業務仕様書

1 目的

キャッシュレス決済の利用率向上の施策を適切に実施するため、県内の企業のキャッシュレス決済に係る実態を把握する。

2 委託期間

契約日から令和3年3月19日

3 委託業務の内容

(1) 調査方法

ア 県の電子申請システムによるインターネット調査

調査を行うサイトは県が作成するため、調査依頼先の抽出及び調査依頼文の印刷・郵送を委託

イ 調査対象

広島県内の店舗・施設のうち、次に該当するもの

日本標準産業分類（平成25年10月改定）（平成26年4月1日施行）の

区分Ⅰ

大分類 I.卸売業，小売業のうち，

中分類 56 各種商品小売業

中分類 57 織物・衣服・身の回り品小売業

中分類 58 飲食料品小売業

中分類 59 機械器具小売業

中分類 60 その他の小売業

区分Ⅱ

大分類 M.宿泊業，飲食サービス業のうち，

中分類 76 飲食店

中分類 77 持ち帰り・配達飲食サービス業

区分Ⅲ

大分類 N.生活関連サービス業，娯楽業の全て

区分Ⅳ

大分類 P.医療，福祉のうち，

中分類 83 医療業

ウ 送付数

20,000件

- ・受託者が保有するデータの中から前述のイに該当する店舗・施設をランダムに抽出して送付する。
- ・受託者がデータを保有していない場合は、第三者から取得してもよい。
- ・前述のイの区分Ⅰ～区分Ⅳの各区分で、最低1,925件送付すること。

エ 送付書類

- ・A4 2枚（1枚は公印刷り込みで赤黒2色刷り，もう1枚は白黒）
- ・折り曲げ（3つ折り）可
- ・窓付き封筒の使用可

4 成果品

郵送先一覧（名称，住所）をデータ及び紙（任意様式）で提出すること。